

各 位

入札・契約制度の改正について（お知らせ）

市では、低入札価格調査制度について、次のとおり改正することとしましたのでお知らせします。

1. 改正の概要

(1) 低入札価格調査制度の対象工事額を引き上げます。

改正理由 近年の物価高騰により工事の設計価格が上昇傾向にあるため、対象工事の金額基準の引き上げを行います。

改正内容 「八戸市低入札価格調査制度実施要綱」第3の改正

現 行	改 正
7,500万円以上 (建築工事にあつては、1億円以上)	1億円以上 (建築工事にあつては、1億2千万円以上)

(2) 基本的判断基準を一部変更します。

改正理由 工事の品質確保のほか建設業者の受注機会の平準化を図るため、低入札可能な市発注工事の件数を、工種にかかわらず1件までとします。

改正内容 「八戸市低入札価格調査制度実施要綱」第7の2(1)の改正

現 行	改 正
市発注の低入札は同工種工事1件のみ	市発注の低入札は工事1件のみ

2. 適用期日

今回の改正は、令和8年4月1日以降に公告又は指名通知をする入札について適用となります。（令和8年3月31日までに公告又は指名通知をした入札については従前の例によります。）

問合せ先
八戸市 財政部 契約検査課
0178-43-2133（直通）
内線 3454, 3455, 3456